

## 市政の立案・総合調整（政策企画課、政策企画課地方創生推進室）

### 1. 総合計画等

#### (1) 第11次鳥取市総合計画

令和3年度に新たにスタートした「第11次鳥取市総合計画」は、「鳥取市を飛躍させる、発展させる」をまちづくりの理念に、めざす将来像を「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」とし、市勢振興の基本的方向を示したものであり、めざす将来像の実現に向けて、3つの「まちづくりの目標」や「政策」、基本計画に掲げる「施策」、重点施策として取り組む「第2期鳥取市創生総合戦略」を一体的に推進する。

基本構想・・・令和3年度～令和12年度（10年間）、基本計画・・・令和3年度～令和7年度（5年間）

#### ○まちづくりの理念

「鳥取市を飛躍させる、発展させる」

#### ○めざす将来像

「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」

#### ○まちづくりの目標

- ①誰もが自分らしく暮らし続けることができる、持続可能な地域共生のまち
- ②人が行きかい、にぎわいあふれるまち
- ③豊かな自然と調和して、安全・安心に暮らせるまち

#### 重点施策－第2期鳥取市創生総合戦略

人口減少や少子高齢化が進展する中であっても、課題に的確に対応し、本市が将来にわたり持続可能な都市として継続・発展することをめざして策定。

地方創生の中心は「ひと」であることにこだわり、「ひとづくり」「しごとづくり」「まちづくり」を総合的に推進する。

#### ○戦略期間：令和3年度～令和7年度（5年間）

#### ○戦略の柱

##### I 次世代の鳥取市を担う‘ひとづくり’

- ①結婚・出産・子育ての希望がかなうまちづくり
- ②ふるさとを愛する心豊かな人財を育むまちづくり

##### II 誰もが活躍できる‘しごとづくり’

- ①稼ぐ地域・仕事と安定した雇用環境づくり

##### III にぎわいにあふれ安心して暮らせる‘まちづくり’

- ①都市部等とのつながりを築き、人が行きかうまちづくり
- ②快適で暮らしやすい魅力と活力あるまちづくり
- ③健康寿命を延伸し、活力ある健康長寿のまちづくり
- ④誰もが安心して暮らし続けることができるまちづくり

#### (2) 新型コロナウイルス感染症からの鳥取市復興・再生プラン

新型コロナウイルス感染症からの復興・再生を進めるため、本市の将来を見据えた中・長期の方向や主な取組を定めた「新型コロナウイルス感染症からの鳥取市復興・再生プラン」(愛称:明るい未来プラン)

を作成し、全ての市域の均衡ある発展にむけて、市民の皆様と力をあわせて進めている。

○基本方針

- 1 ひとを引き付け、ひとを呼び込むまちづくり
- 2 稼ぐ力と魅力を高め、ひとが暮らし続けるまちづくり
- 3 ひとり一人にやさしい、ひとを大切にするまちづくり

## 2. 広域連携

### (1) 因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏（麒麟のまち創生推進事業）

鳥取県東部・兵庫県北但西部の1市6町（鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、香美町、新温泉町）は、本市を中心に、政治、経済、文化等のさまざまな面で一体的な生活圏を形成している。

この圏域を、地域に伝播する重要な民俗文化財である麒麟獅子舞にちなんで「麒麟のまち」と銘打ち、圏域全体の一体的かつ持続的な発展を目指して、観光振興や移住定住の促進など地方創生の取組を進めてきた。

平成30年4月に、本市の中核市移行に伴い、鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、新温泉町の1市5町で「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏」を形成し、「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏ビジョン」に基づく連携事業を推進してきた。令和2年3月に、これに香美町が参画し、令和2年度から「麒麟のまち」圏域による連携中枢都市圏の取組を進めている。

令和5年度には、「第2期因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏ビジョン」（計画期間：令和5年度～令和9年度）をスタートさせ、84の連携事業に取り組んでいる。

### (2) 鳥取・岡山県境連携推進協議会

昭和44年に本協議会の前身である「鳥取・岡山県境開発促進協議会」が発足し、本市では合併前の用瀬町及び佐治村が加入していた。旧協議会は、平成の大合併を前にいったん解散したが、合併が一段落した平成18年10月19日に、鳥取市、三朝町、倉吉市、江府町、日野町、日南町、西粟倉村、美作市、奈義町、津山市、鏡野町、真庭市、新庄村、新見市の14市町村により改めて発足。その後、平成20年5月8日に智頭町、同年7月1日に若桜町が加入した。

また、平成21年5月11日には、構成16市町村で「鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定」を締結した。

総会、意見交換会、研究・勉強会、提案・要望事項の取りまとめ等を行い、提案・要望事項を、鳥取県及び岡山県に提出している。

### (3) 姫路・岡山・鳥取城下町物語推進協議会（HOT連携）

姫路市、岡山市、鳥取市は、江戸時代の藩主池田家の国替えなど歴史的な繋がりが深い。また、鳥取自動車道の開通により、さらなる連携・交流が期待されることから、平成19年2月に姫路市、岡山市、鳥取市の市民、民間団体が主体となった連携・交流事業に積極的に取り組むために設立した。

協議会では、「三市の市民・経済交流の拡大」、「三市の広域観光ルートの確立」、「三市の交通アクセスの向上」などの推進について検討を行うこととしている。

## 3. 若者定住促進について

### (1) 若者定住促進事業

結婚による若者定住を促進し、地域の活性化を図るため、平成26年11月に「すごい！鳥取市婚活サポートセンター」を開設。出会いから結婚まで切れ目のないサポートを行い、若者定住につなげている。平成31年3月より、対象を麒麟のまち圏域（岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、兵庫県香美町、新温泉町）

に拡大し、「麒麟のまち婚活サポートセンター」に名称を改め、事業を実施している。

## (2) とっとり若者地方創生会議

本市では、若者の視点による地方創生の深化に向けた意見を市政に反映させることを目的に、平成28年6月から「とっとり若者地方創生会議」を設置している。

令和6年度のとっとり若者地方創生会議は、鳥取大学2名、公立鳥取環境大学5名、鳥取市医療看護専門学校2名の計9名の学生で構成し、本市の若者定住やまちづくりについての調査・研究を自主的、積極的に行い、本年度中に地方創生を推進する施策を市に対して提言する。

## 4. シティセールスについて

平成28年度から専門家による鳥取市シティセールス戦略推進会議を発足し、「鳥取市シティセールス戦略」を策定した。この戦略で鳥取市ブランドスローガンを「SQのあるまち」とし、鳥取市のブランドの確立に全庁をあげて取り組んできた。令和2年度には戦略の改訂を行い、令和3年度から5年間の目標を定め、取組を進めている。

これまで、本市の魅力向上を図るために、市内外の人々への質の高いサービスの提供や既存資源のブラッシュアップを行うとともに、鳥取市らしさの浸透を図るため、インターネット等の各種媒体を利用した情報発信に取り組んできた。

この他、鳥取市シティセールススペシャルサポーター制度を設け、著名人や発信力のある人と協力関係を結び、本市の知名度やイメージアップを図るための各種施策にも取り組んでいる。

## 5. 地方創生ストリートミーティング

人口減少の克服の鍵となる次代を担う若者の意見を地方創生を推進させる施策に反映させるため、平成28年度より、市長と若者との座談会「地方創生ストリートミーティング」を開催している。

## 6. 旧本庁舎・第二庁舎跡地活用について

旧本庁舎・第二庁舎跡地の活用については、令和3年12月に決定した本市の一定の方向性「防災機能の整備、緑地の配置により、『震災時の避難地及び復旧活動の拠点となり得る、緑のあふれる広場』を中心としたオープンスペースとして活用し、広域から人が集う憩いの場としてにぎわいを創出する」に沿って、令和4年度は緑地広場やイベント広場、駐車場とする基本計画・基本設計を実施し、令和5年度は測量や実施設計を実施した。

令和6年度は秋頃から整備に着手し、令和7年度末までの完成予定で取り組むこととしている。

## 7. 明治大学との連携事業

本市は明治大学の初代校長 岸本辰雄氏の出身地であることから、明治大学と平成28年11月13日に連携協定を締結し、「学生派遣プログラム」の受入れや、連携講座の開講などの連携事業に取り組んでいる。

# 広 報 (秘書課広報室)

## 1. 広 報 紙

広報紙「とっとり市報」は、昭和27年1月に第1号を発刊し、昭和57年4月から平成19年3月まで毎月2回（1日、15日）発行してきた。平成18年に全市をカバーするケーブルテレビ網の整備が完了したことにより、市政情報番組の充実を図り、平成19年4月から毎月1回発刊している。（令和5年度毎号63,730部）

市内各世帯に町内会等を通じて配布するとともに、その他市役所本庁舎、駅南庁舎、各総合支所、各地区公民館、郵便局などに配置している。

また、平成16年11月から合併した8町地域で、毎月1回市報と一緒にそれぞれの地域の「支所だより」を発行している。（令和5年度毎号14,420部）

【点字広報】重度の視力障がい者のための広報として、点字広報を毎月1回発行している。

【声の広報】点字の読めない視力障がい者のための広報として、声の広報（カセットテープ又はCD）を毎月1回発行している。

## 2. マスメディアによる広報

テレビ・ラジオを通じて、鳥取市の行政情報などを提供。

### (1) C A T V

#### ①鳥取市広報番組「とっとり知らせたい！」(30分)

鳥取市の取り組みやまちの話題、人物などを紹介。

- ・毎週金・土曜日の6時から24時まで延べ20回繰り返し放送。
- ・放送後、インターネット（スマートフォン）で視聴できるように配信。

#### ②イベント番組(30分～120分)

講演会、フォーラム、シンポジウムなどの模様を紹介。

- ・年5本制作、5回繰り返し放送。
- ・放送後、インターネット（スマートフォン）で視聴できるように配信。

#### ③文字情報番組

とっとり市報の情報を中心に、イベント案内・募集・福祉などの各種お知らせを静止画（テロップ）で紹介。

- ・1画面20秒表示、25画面（随時更新）、毎日10回繰り返し放送。

### (2) 地上波テレビ

#### ①市政特別番組(30分)：年1本制作・放送。

#### ②レギュラー番組内での特集など

#### ③スポット(文字・音声情報、15秒)：毎週日曜日の18時55分と

毎週火・金曜日の17時50分に放送ほか。

### (3) ラ ジ オ

#### ○FM鳥取

コミュニティラジオへの番組制作・放送

#### ①「来ました！鳥取の元気人！！」(30分)

地域活動などで活躍する市民等が出演して、パーソナリティとトーク形式で番組を構成。

毎週月曜日と水曜日の12時15分頃に放送。※翌日16時00分頃に再放送。

#### ②「深堀!!シティインフォメーション・トーク!!」(20分)

市の担当者とラジオパーソナリティの対話形式で展開する行政情報解説番組。  
毎週金曜日の12時15分頃に放送。※翌日10時20分頃に再放送。

③「鳥取おでかけナビ」(15分)

週末、リアルタイムでの観光客や地元の行楽客への耳寄り情報を提供する番組。  
毎週土曜日の9時15分頃に放送。

④「鳥取市からのお知らせ（鳥取シティインフォメーション）」(5分)

鳥取市の行政情報をお知らせする番組。  
毎週月曜日から日曜日まで1日2回の放送。

⑤「きちゃいました！鳥取」(5～30分)

表敬訪問等で来庁した著名人がゲスト。鳥取市の感想や自身のプロモーションなどを語る番組。  
随時放送。

⑥その他（スポットCMなど）

(4) 新 聞

新聞紙面記事下に、年間15回程度広告を掲載し、イベント・行事等を紹介。

### 3. ウェブサイト等による広報

平成10年3月から、鳥取市のウェブサイトを開設し、市の行政情報や各種お知らせ、観光・イベント情報などを発信している。令和元年11月にウェブサイトのリニューアルを行い、利用者にとって使いやすいサイトとなるようウェブアクセシビリティ及びサイトの安全性を向上させた。

(令和5年度トップページ月平均アクセス13.9万件 アドレス：<https://www.city.tottori.lg.jp/>)

また、平成23年7月からフェイスブックなどのソーシャルネットワーキングを活用した広報活動を開始し、令和2年にはライン、インスタグラムの運用や動画チャンネルを開設した。

### 4. 鳥取市知名度アップ大作戦

鳥取自動車道が全線開通し、本市までの所要時間が大幅に短縮された関西圏と、マスコミの本社が集結しパブリシティ効果の高い首都圏に対して、本市の知名度を高め、観光客の増加、物産の振興、移住定住の推進、企業の誘致を図るため、平成20年度から戦略的広報を展開している。

また、平成26年度から平成30年度まで「すごい！鳥取市」キャンペーンを実施し、市民ワークショップ等による地元の魅力の掘り起こしや、「すごい！鳥取市ワーホリ！」として鳥取市の暮らし体験・人との交流ができる取り組みを実施し、本市が魅力ある住みよいまちであることを地元の方や全国に情報発信をしてきた。

令和2年度からは、これまでの取り組みを生かしながら、“子育て世代の暮らしやすさ”や“働き方の多様化”で高評価を獲得している本市の良さをPRするシティプロモーション「#鳥取家族」「鳥取市ワーケーション」を展開し、「住みたい田舎ランキング」で常に上位に位置する本市のイメージ定着を図ることで、全国的な知名度と地元への愛着度の向上に取り組んでいる。

### 5. 市政記者室

市政記者室には、全国紙、地元2紙の記者をはじめ、計16社の記者が滞在。鳥取市の行政情報に限らず、市民活動やイベント等を効果的にマスコミ各社へ情報提供している。

(1) 記者会見

令和5年度の件数：市長定例会見など16回、市民活動等会見4回

## 姉妹都市(海外) (文化交流課)

### 1. 清州(チョンジュ)市(韓国)

清州市は韓国の中央部に位置する忠清北道チュンチョンブクトの道都であり、ソウルから南東へ約130km、高速鉄道で45分の距離に位置する。学者・研究者を数多く輩出した教育文化都市として知られており、市内に5つの大学がある。また、印刷文化の発祥地としても有名で、現存する世界最古の金属活字本である仏典「直指心體要節ちよくしんたいようせつ」を印刷した興徳寺址には清州古印刷博物館が建設されている。「直指心體要節」は2001年にユネスコ世界記録遺産に登録されている。

1986年(昭和61年)、当時の西尾優市長まさるが清州市を表敬訪問した際、同市初の名誉市民となったことをきっかけとして交流が始まり、1990年(平成2年)8月30日、姉妹都市提携を結んだ。

### 2. ハーナウ市(ドイツ)

ハーナウ市は、850年の歴史をもつ商工業都市であり、フランクフルト市の東約20kmに位置する。童話で有名なグリム兄弟が生まれたまち、プレーメンまで続く「メルヘン街道」の起点として知られ、国内外から多くの観光客が訪れている。

鳥取市制施行100周年記念事業として開催された「'89鳥取世界おもちゃ博覧会」に、ハーナウ市「ヘッセン人形博物館(現在のヘッセン州人形・おもちゃ博物館)」が所有する「昔の操り人形」が出展されたことをきっかけに交流が始まった。1995年(平成7年)の鳥取世界おもちゃ館(わらべ館)とヘッセン人形博物館の姉妹館提携により文化交流の輪が一層広がり、2001年(平成13年)11月20日、両市は姉妹都市提携を結んだ。

## 姉妹都市(国内) (文化交流課)

### 1. 北海道釧路市

釧路湿原、丹頂鶴自然公園などの魅力的な大自然や、釧路港を拠点とする漁業、水産加工業、製紙業などが特徴の北海道東部の中核都市である。

1884年から翌年(明治17年~18年)にかけて、釧路開拓移住のため旧鳥取藩士族(105戸513人)が賀露港を出航し、入植地に鳥取村を形成した。1949年(昭和24年)に鳥取村は釧路市と合併したが、その後も交流を積み重ね、1963年(昭和38年)10月4日、姉妹都市提携を結んだ。

### 2. 兵庫県姫路市

世界文化遺産に登録されている国宝姫路城が有名な播磨地域の政治・経済・文化の中心都市である。

江戸時代、姫路城主池田輝政の弟である池田長吉や、同じく孫である池田光政が鳥取城主を務めたことが縁となって両市の交流が始まり、山陽新幹線の岡山開通を機に、1972年(昭和47年)3月8日、姉妹都市提携を結んだ。

### 3. 山口県岩国市

山口県東端、広島県と接し、瀬戸内海に臨む工業・観光都市として発展しており、米海兵隊・自衛隊を抱える基地のまちでもある。日本三名橋の一つに数えられる錦帯橋も有名である。

1581年(天正9年)、羽柴秀吉の鳥取城兵糧攻めの際、鳥取城の城将吉川経家は、城兵や住民を救う

ため35歳の若さで自害した。「鳥取市民の命の恩人」と称される経家の子孫が代々岩国藩で家老を務めたことから両市の交流が始まり、1995年（平成7年）10月13日、姉妹都市提携を結んだ。

#### 4. 福島県郡山市

東北新幹線や東北・磐越自動車道、福島空港など、交通アクセスに恵まれ、「陸の港」とも称される。1880年から1887年（明治13年～20年）にかけて安積開拓移住のため、旧鳥取藩士族67戸が広谷原（現郡山市喜久田町）に移住し、困難を極めた開拓事業を成し遂げた。移住に関する両市の調査・研究や、移住者子孫と鳥取市民の交流などがきっかけとなり、両市は2005年（平成17年）11月25日、姉妹都市提携を結んだ。

### 鳥取市国際交流プラザ（文化交流課）

市民と外国人が相互理解を深めることにより、国際交流を促進するための施設として、平成9年4月にオープン。国際理解推進事業を実施するほか、在住外国人の生活相談や支援なども実施。

#### 1. 事業概要

##### (1) 国際理解推進事業

語学講座（韓国語・中国語・ドイツ語等）や各国の料理教室、外国事情等を学ぶ多文化交流フェスタ、世界を知る講座等の開催。

##### (2) 在住外国人の支援

英語、中国語での対応が可能な職員を配置。新留学生を対象に生活に関するオリエンテーション、語学習得・交流を目的とした「にほんごカフェ」の実施、日本語指導ボランティアの紹介、生活相談、市民からの寄付によるリサイクル日用品の提供。

##### (3) 情報の収集・提供

市のイベントや生活に関する情報の提供、とっとり市報ダイジェスト版（英語・中国語）の翻訳・提供。外国人支援団体などとの情報交換。

#### 2. 施設の概要

80人収容可能な多目的ホール、内容や規模に合わせて利用できる研修室、講義室、少数人でのミーティングなどに利用できる生活支援室、料理室を備える。

<施設詳細>

名称	収容人数	名称	収容人数	名称	収容人数
交流サロン (58㎡)	20人	生活支援室 (44㎡)	8人	講義室 ② (64㎡)	20人
多目的ホール (146㎡)	80人	料理室 (33㎡)	10人	学習室 ② (23㎡)	6人
研修室 (62㎡)	24人	講義室 ① (118㎡)	40人	学習室 ③ (45㎡)	12人

<利用状況> (令和5年度)

使用件数(件)	1,313
利用者数(人)	17,026

## 文化芸術振興(文化交流課)

### 1. 文化賞の贈呈事業

本市の文化芸術の振興に顕著な業績をあげた個人・団体を顕彰するため、文化賞を贈呈。有識者(文化賞受賞歴有)による選考委員会が候補者を推薦し、市長が決定。11月3日(文化の日)、仁風閣において贈呈式を実施。令和4年度から新たに「文化賞奨励新人賞」を設立。

### 2. 児童生徒を対象とした文化芸術事業

青少年の豊かな人間性を育むとともに、将来の文化芸術振興の担い手を育成するため、芸術家による芸術鑑賞の機会を提供。

### 3. 文化団体の育成事業

文化芸術活動の活性化・振興を図るため、文化団体の活動に対する支援を実施。

### 4. 芸術の出前講座事業

青少年の豊かな人間性を育むとともに、将来の文化芸術振興の担い手を育成するため、小学生が文化芸術活動を体験する機会を提供。鳥取市文化団体協議会の文化芸術活動実践者が小学校に出向いて児童生徒を指導。

### 5. 文化芸術推進事業

自主的な文化芸術活動の促進による文化芸術の振興のため、文化芸術団体が実施する文化芸術に関する事業に要する経費の一部を補助。

### 6. 麒麟のまち鳥取市美術展開催事業

幅広い市民の創作意欲を高めるとともに、優れた芸術作品を鑑賞する機会を市民に提供するため、麒麟のまち鳥取市美術展を開催。出品資格は、中学生以上で本市に在住または勤務、県東部及び兵庫県新温泉町、香美町に在住する者。

### 7. 童謡唱歌100曲マラソン

岡野貞一などの偉大な作曲家を生んだ「童謡唱歌のまち・鳥取市」を市民に再認識してもらうことを目的に、地元の歌唱団体が馴染みのある童謡唱歌100曲を歌いつなぐ音楽会を開催。

### 8. 日本のふるさと音楽祭

「ふるさと」をはじめ数多くの童謡や唱歌を作曲した岡野貞一、田村虎蔵、永井幸次など、本市ゆかりの偉大な音楽家を顕彰し、作曲家を育んだ「童謡・唱歌のまち鳥取市」を全国にPRすることを目的

に隔年で開催。

## 9. フクシ×アートWEEKs（まちなか美術展）

文化芸術の振興、障がい者の社会参画推進、中心市街地の活性化などを目的に、障がいのあるアーティストの作品を中心市街地の公共施設、協力店舗、空き店舗などにおいて展示する美術展を開催。

## 10. 日本遺産事業

「日本遺産」は、地域の歴史的の魅力や特色を通じて日本の文化や伝統を語る「ストーリー」を国が認定するもの。ストーリーを構成する文化財群を整備・活用し、国内外へ発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的とする。令和元年5月の日本遺産認定以降、日本遺産「麒麟のまち」推進協議会（麒麟のまち圏域1市6町と観光協会を組織）を中心に、情報発信、人材育成、普及啓発などの各種事業を展開。

- ・ストーリー：日本海の風が生んだ絶景と秘境－幸せを呼ぶ霊獣・麒麟が舞う大地「因幡・但馬」
- ・申請者：鳥取県鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、兵庫県香美町、新温泉町

### 【令和5年度の取組】

「情報発信事業」

- ・日本遺産イベント等への参加による各種PR事業

「商品造成事業」

- ・麒麟獅子舞の観光体験プログラムの実施
- ・周遊ルート開発のためのモニターツアーの実施

「普及啓発事業」

- ・麒麟獅子舞の保存継承プログラムの実施

## 鳥取市民会館（文化交流課）

本市の芸術・文化の拠点施設として、昭和42年にオープン。930席の大ホール、大会議室、小会議室、出演者控室（大・小）などを完備。平成22年に、耐震改修、客席の拡充などによるリニューアルを実施。

### 1. 規 模

- (1) 敷 地 4,137㎡  
延床面積 3,672㎡
- (2) 構 造  
鉄筋コンクリート造（地上3階、地下1階）

### 2. 設 備 等

大ホール	固定席	930席
	1階	355席
	2階	325席

- 3階 250席  
車椅子席 3席
- ・大会議室 118㎡ (36坪) モニターTV
  - ・小会議室 40㎡ (12坪) モニターTV 14, 307
  - ・控室 20㎡ (6坪) モニターTV
  - ・出演者控室1・2 18㎡ (5坪) モニターTV、コートハンガー、応接セット
  - ・出演者控室3 81㎡ (24坪) モニターTV
  - ・ホワイエ 1階 153㎡ 2階 300㎡

### 3. 開館時間

午前9時から午後10時まで（休館日を除く）

### 4. 休館日

毎月第3火曜日、12月29日から翌年1月3日まで（臨時休館あり）

### 5. 施設利用者数の推移

（単位：人）

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入館者数	66,074	36,456	28,802	37,753	45,537

### 6. 各室利用状況（令和5年度）

（単位：日、人、%、円）

区分	稼働日数	利用日数	利用件数	人数	稼働率
大ホール	270	37	24	9,483	13.7
出演者控室1	321	97	59	447	30.2
出演者控室2	321	69	34	369	21.5
出演者控室3	321	168	149	2,558	52.3
大会議室	321	128	91	4,947	39.9
小会議室	321	124	115	1,459	38.6
控室	321	149	104	797	46.4
ホワイエ	321	3	2	25	0.9
文化サロン	206	0	0	0	0.0
合計	-	-	578	20,085	-

## わらべ館（文化交流課）

わらべ館は、鳥取市立「鳥取世界おもちゃ館」と鳥取県立「童謡館」からなる。鳥取市制100周年記念事業として開催された「'89鳥取世界おもちゃ博覧会」を顕彰する施設として、また、鳥取県が進める童謡歌唱のふるさとづくりの拠点として平成7年に開館した。童謡とおもちゃをテーマにした特色ある施設で、県内外から多くの入館者を集めている。

## 1. 規 模

- (1) 敷 地 3,412.55㎡  
 (2) 構 造 鉄筋コンクリート造 地上3階、地下1階  
 延床面積 2,961.70㎡

## 2. 建設事業費（平成4年度～6年度）

- (1) 全体事業費 2,666,755,490円  
 （鳥取県、鳥取市それぞれ1/2負担）
- (2) 建設費内容
- |          |                |                          |
|----------|----------------|--------------------------|
| ・建築主体工事  | 1,866,689,600円 | （鳥取市1/2： 933,344,800円）   |
| ・電気設備工事  | 222,199,840円   | （鳥取市1/2： 111,099,920円）   |
| ・機械設備工事  | 480,016,050円   | （鳥取市1/2： 240,008,025円）   |
| ・昇降機設備工事 | 97,850,000円    | （鳥取市1/2： 48,925,000円）    |
| 全 体 工 事  | 2,666,755,490円 | （鳥取市1/2： 1,333,377,745円） |

## 3. 開 館

平成7年7月7日

## 4. 開 館 時 間

午前9時から午後5時まで（入館は4時30分まで）

## 5. 休 館 日

毎月第3水曜日

12月31日から翌年1月3日まで（ただし臨時に休館することがあります。）

## 6. 施設利用者数の推移

（単位：人）

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入館者数	120,715	48,395	56,126	76,585	93,264

## 7. 入館者状況（令和5年度）

（単位：人）

	一 般	小中高生	幼 児	友の会	障がい者・要介護者	その他	合 計
入館者数	31,026	12,207	22,547	4,025	2,251	21,208	93,264

## 8. いべんとほーる利用状況（令和5年度）

開館日数	利用日数	利 用 率	前年同期利用率
351日	231日	65.6%	63.5%

## 城下町とっとり交流館「高砂屋」(文化交流課)

城下町とっとり交流館は、所有者から寄贈された明治期の商家をまちの歴史を伝える交流の拠点として整備。多目的交流室や蔵を利用した展示室などがある。平成19年7月31日には、国の登録有形文化財に登録された。

### 1. 規 模

- (1) 敷 地 882.10㎡
- (2) 構 造 商家(木造2階建て瓦葺)、蔵3棟(木造)  
延床面積 531.10㎡

### 2. 建設事業費(平成16年度～17年度)

全体事業費 66,357,000円

(財源内訳)

国・県支出費 25,450,000円

市 債 32,400,000円

一 般 財 源 8,507,000円

### 3. 開 館

平成18年4月1日

### 4. 開 館 時 間

午前9時から午後5時まで

(多目的交流室の夜間使用がある場合は午後9時まで)

### 5. 休 館 日

毎週月曜日

(ただし、月曜日が祝日の場合は翌日、12月29日から翌年1月3日まで)

### 6. 施設利用者数の推移

(単位：人)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入館者数	23,048	5,714	5,476	6,300	8,773

## 情 報 政 策 (デジタル戦略課)

### 1. 電子自治体の推進

#### (1) 鳥取市DX推進方針

デジタル田園都市国家構想など、国の官民をあげたデジタル化の取組に呼応するとともに、本市の地域社会と行政のデジタルトランスフォーメーション(DX)を推進するため、「鳥取市DX推進方針(第7版)」(令和4年度～令和7年度)により、デジタル技術を活用して、全ての世代が安心して暮らし続けるまちづくりに取り組んでいる。

また、本市のデジタル施策を総合的・効果的に推進するため、令和2年度より設置している「鳥取市DX推進部会」で、組織横断的な総合調整及び進行管理を行うとともに、DX推進方針の実施計画となる「令和6年度鳥取市DXアクションプラン」を策定し、具体的な取組を展開している。

令和6年4月には、職務分野等に応じて必要なデジタルスキルを明確にし、人材育成研修を体系的に定めた「鳥取市デジタル職員育成方針」を策定し、主体的にDXを推進することができる人材の育成を進めている。

## (2) 地域情報化

平成13年9月に市内の公共施設を高速通信網で接続する地域イントラネットを構築した。

同時にスポーツ施設予約システムを整備し、インターネット上から市営の野球場やテニス場等予約できるようにしてきた。

平成24年3月には、スマートフォンなどの携帯端末の普及に対応した市民・本市来訪者の情報収集・情報発信の利便性の向上による魅力あるまちづくりの一環として、本市の主要公共施設に無線LANを利用したインターネット接続環境を整備し、後年に利用可能施設の拡大を順次行った。(利用可能施設：127施設)

平成25年1月には前述の施設予約について県と共同利用による新たなシステムを導入するとともに、平成25年4月からは利用施設を文化施設にまで拡大した。(利用可能施設：61施設)

平成29年2月には市が保有する各種情報データを地図情報としてわかり易く提供するための公開型地理情報システム(GIS)や市民が二次利用しやすい形で提供するオープンデータの運用を開始した。

平成29年4月から県内自治体と共同で行政手続きの申請・届出やイベント等の参加申し込みをインターネットで行えとっとり電子申請サービスを運用している。

令和2年には行政手続きの押印等の見直しと並行して、オンライン化対象手続きを整理し、令和3年度から令和4年度にかけて「電子申請サービス」や「電子メール」で利用可能な手続きを順次拡大している。

さらに、鳥取市公式ウェブサイト開設しているオンライン申請手続きのまとめサイト「e-鳥取市役所」をスマートフォンでも利用しやすい仕様としたほか、子育てや介護に関する26の行政手続きについて、国の電子手続きサービス「マイナポータルぴったりサービス」を利用したオンライン受付を令和5年4月から開始するなど、利便性の向上に取り組んでいる。

## (3) 行政情報化

令和2年度に試行導入した、RPA(パソコンを活用した、業務の効率化・自動化の仕組み)、AI議事録(音声データを元に、発言内容を文字データに自動変換する仕組み)を令和4年度に本格導入するとともに、AI-OCR(書類や手書き文字の読み取りにAI技術を活用し、より精度の高い文字認識によりデータ化する技術)を導入し、業務の効率化を図るとともに、スマート自治体への転換に向けた取り組みを進めている。

## 2. 情報格差の是正

### (1) 新市広域CATV網整備

市町村合併に伴うエリア拡大による情報格差の解消を図るための重要なインフラとして、平成16年度から平成18年度の3年間で全市域にケーブルテレビ網を整備し、各家庭に接続。平成22年10月には、CATVコミュニティチャンネルを利用し、コミュニティデータ放送を開始した。今後も、双方向などの各種サービスを提供していくとともに、設備管理を行いサービスの維持を行っている。

【事業概要】

(単位：千円)

年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計
事業費	71,400	3,138,212	770,816	3,980,428
財 源	起 債	62,100	2,776,200	3,546,700
	県交付金	2,988	106,579	137,255
	一般財源	6,312	255,433	34,728

【整備内容】

サブセンター（中継局）4箇所、幹線光ファイバーケーブル232km、  
 幹線同軸ケーブル242km、分配線同軸ケーブル354km、光伝送受信装置124台  
 双方向幹線分岐線増幅器1,152台・双方向延長増幅器982台・無停電装置753台

【加入状況】

(令和6年3月現在)

	新市エリア	市全体
ケーブルテレビ加入数	11,130件	54,564件
ケーブルテレビ加入率	73.7%	66.9%

【超高速情報通信網の整備】

令和2年度からCATV網の老朽化及び高速化対応のため超高速情報通信網の整備（FTTH化※）を行い、令和3年度末に全市域の光ファイバ化を完了した。また、令和5年度末をもって、新鳥取市域のCATV網の光ファイバ化が完了した。今後は、各家庭への引込及び不要となったCATV設備撤去を進めていく。

【整備済エリア】

鳥取地域：明治、豊実（一部）  
 東部地域：国府、福部  
 南部地域：河原、用瀬、佐治  
 西部地域：気高、鹿野、青谷

(※ FTTH化：各家庭まで光ファイバによる通信網を整備するもの)

(2) 移動通信用鉄塔施設整備

日常生活に不可欠なインフラとしての携帯電話の不感地区を解消するため、過疎地域・辺地などへの国庫補助事業等を利用して、移動通信用鉄塔施設を整備する。平成22年度までに20局を整備し、本市における不感地区（集落のあるところ）はすべて解消した。

(3) コミュニティFM中継局設備

市からの防災情報を含めた行政情報の発信に活用しているコミュニティFM（FM鳥取）について、令和2年3月に毛無山（鳥取市矢矯）、小倉山（鳥取市用瀬町別府）に新たに中継局を2基整備し、令和2年4月より可聴エリアの拡大を行った。令和4年度には、鳥取西道路の主要なトンネル内でも、放送が聞けるよう設備を整備した。

(4) コミュニティスタジオ設備

市庁舎に隣接する市民交流センター（麒麟Square）内に、行政・地域情報の発信を目的としたコミュニティスタジオを整備した。

### 3. 情報セキュリティ対策

平成16年度に策定した情報セキュリティポリシー、並びにシステム別の情報セキュリティ実施手順に基づいて、物理的な情報の保護対策と情報を利用する職員のモラル向上を図っている。

平成21年度より、情報セキュリティ内部相互監査を始めた。

平成22年度より、ICT部門の業務継続計画（BCP）の策定を開始し、平成24年度には大規模地震を想定した計画を策定した。

平成27年度には、マイナンバー制度の導入に適合した情報セキュリティポリシーの改訂を実施した。

平成28年度には、業務システムを利用する庁内ネットワークからインターネットの分離や、セキュリティ監視機能を県内自治体で共同運営する「自治体情報セキュリティクラウド」に接続し、インターネットを含めた外部からの脅威に対しセキュリティ対策を強化した。

令和元年度には、本庁舎移転および総務省のガイドラインの改定等に伴い、情報セキュリティポリシーの改定を実施した。

毎年職員向けに情報セキュリティ研修及び全職員へのセキュリティセルフチェックを実施し、情報セキュリティポリシーの周知徹底と、セキュリティ意識の向上を図っている。

### 4. 電算事務の促進及び運用管理

#### (1) 住民情報系システムの運用管理

電算事務の運用（処理）に必要な情報システム及び安全設備、後処理機、空調機等の確保並びにこれらの正常な稼働の確保に努めている。

平成28年1月にはホスト系システムからオープン系システムへ再構築するとともに、マイナンバー制度への対応を行い、システムの一元管理を始めた。

平成30年3月には平成30年4月の中核市移行に向けたシステム環境の整備を行った。

令和2年12月には、住民情報系システムの機器更新に合わせて、システム機器を信頼性の高い本庁舎のサーバ室へ設置し運用を始めた。

#### (2) 情報システムの開発、機能変更、運用管理

業務主管課における情報システムの開発、機能変更の支援並びに情報システムの適切な運用管理を行っている。

平成27年度には庁舎外に庁内システム用のクラウドサーバを構築し、各システム更新にあわせて順次移行することで、安定稼働の確保に努めた。

#### (3) ネットワークの構築・運用

令和元年度の本庁舎移転に伴い、防災機能の強化や行政DXに対応したネットワークの構築を行った。

令和3年度で、本庁舎で導入したネットワーク環境を全ての総合支所に導入した。

令和5年度には「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、セキュリティを担保しつつ業務効率化に資するネットワーク強靱化システムの更新を行った。

## 5. 記録情報の保存管理

### (1) 情報の適切な管理

個人情報の適切な管理及び目的外利用防止のため、個人情報の利用状況を記録している。

### (2) 記録情報の保護

記録情報の定期的なバックアップにより、記録情報の保護を図っている。平成28年1月からは、住民情報系システムのネットワーク型遠隔バックアップ機能（市内2箇所、県外1箇所）を導入し災害時に備えている。